

生鮮農産物安全性確保対策（継続）

1 趣 旨

生鮮果実・野菜について、病原微生物、化学物質等の各種ハザードの生産段階における総合的なリスク低減対策のガイドラインが平成15年7月のコーデックス委員会で採択されたところである。

また、米国やEUにおいては早くから具体的な Good Agricultural Practice〔適正農業規範〕（GAP）を産地段階で定め、それに基づきリスク低減対策を実施する取組が進んでいる。特にEUでは民間ベースながら EUREPGAP が広く普及し、実質的な国際基準になりつつある。

一方、わが国においても、生鮮野菜に起因するとみられる食中毒事故等の経験から、これまで施設野菜の分野等において衛生管理対策等が進められてきたところであるが、今後、広く生鮮農産物等全般にわたり、その安全性確保を図るため、農産物の生産工程管理によるリスク管理手法である GAP を確立し、広くその普及を図る。

※ GAPとは、農業生産段階において、病原微生物やかび毒、重金属汚染、異物混入等さまざまな食品危害に総合的に対応するため、生産工程毎の危害要因とその予防対策をリストアップし、工程管理の確実な実施とその記録、更なる改善によりリスク管理を行う手法。

2 事業内容

(1) GAP の確立・普及

わが国の生産実態、気象条件等に対応し国際的にも調和のとれた実効性のある GAP を構築するための調査・検討を行うとともに、講習会の開催等、全国規模で GAP の導入・普及を推進する。

(2) 地域における GAP の導入・普及

産地において、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進協議会等を開催するとともに、地域の生産実態に即した具体的な GAP の策定、研修会の開催等、GAP の導入・普及を推進する。

3 事業実施主体

(1) 民間団体
(2) 都道府県 等

4 交付率等

(1) (2) 定額

5 平成18年度概算決定額

- (1) 生鮮農産物安全性確保対策事業費 6 (.7) 百万円
(2) 食の安全・安心確保交付金 2, 702 (2, 742) 百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】